

大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会 第3回共生・安心部会 会議録

◆日時 令和6年7月18日(木) 13:30～16:00

◆場所 大分市役所別館6階大会議室

◆出席者(計12名)

【部会長】

能美 知子

【副部会長】

鶴成 悦久

【委員】※50音順、敬称略

藍京 誠治、荒金 一義、安藤 歩、石田 佳代子、野口 智裕、藤本 保、増田 真由美、松井 瞬、江川 舞
後藤 礼次郎

※衛藤 龍、木村 幸二、牧 久美は欠席

【事務局】

企画課参事 後藤 逸人、同主査 後藤 祐也、同主任 姫野 雄太

【関係課】※機構順

防災危機管理課長 阿部 一也、生活安全・男女共同参画課長 大石 雅博、
生活安全・男女共同参画課政策監 工藤 康彦、保健総務課長 小林 一幸、保健総務課主任 藤田 拓真、
衛生課長 高屋 修司、衛生課主査 日名子 栄人、保健予防課長 鈴木 由美、保健予防課参事補 上村 美穂、
健康課長 佐藤 紀子、健康課参事 合原 菜保子、生産振興課長 吉村 昭秀、
河川・みなの振興課長 森本 真司、消防局総務課長 後藤 哲也、消防局総務課参事 甲斐 勝士、
消防局警防課長 大野 盛通、消防局救急救命課長 定野 浩之、消防局予防課長 牧 信行、
消防局予防課参事 田口 誠司、上下水道局経営企画課参事補 佐藤 洋輔、

【企画プロジェクトメンバー】

防災危機管理課専門員 深田 慎也、市民協働推進課主査 梅田 祐司、福祉保健課主査 安部 芳樹、
健康課専門員 溝口 裕美

◆次第

1. 開会

2. 議事

(1)部会で頂いた意見に対する市の考え方

(2)基本計画各論 各章・節の検討

(3)その他

3. 閉会

<第3回 共生・安心部会>

事務局

皆様、こんにちは。ただいまから、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会第3回共生・安心部会を開催いたします。

恐れ入りますが、ここからは着座にて進めさせていただきます。

本部会の開催に先立ちまして、事務局より4点御連絡をさせていただきます。

まず、1点目は、本日の出欠状況に関する連絡でございます。本日は、木村委員より欠席の御連絡をいただいております。また、牧委員、野口委員、衛藤委員におかれましては、少し遅れているようでございますけれども、このまま進めさせていただきたいと存じます。

2点目でございます。本部会の運営に関する連絡でございます。本日の会議内容の議事録を市のホームページに公開することとしておりますが、発言者の個人名等は掲載いたしませんので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと存じます。

3点目でございます。傍聴に関する連絡でございます。傍聴される方につきましては、発言をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。万が一、本会議の進行を妨げるような言動を取った場合は、部会長より注意があり、なお改善されないときには退室を命じる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。なお、傍聴される方にはアンケート用紙を配付しておりますので、お帰りの際に御提出いただけたらと存じます。

最後に4点目でございます。配付資料の確認でございます。委員の皆様の机上には、表紙が「次第」となっております資料を配付させていただきます。皆様、お手元でございますでしょうか。また、机上のタブレットのほうにも現在その資料を表示させていただきます。なお、現行の総合計画の冊子とデータ集、2冊を配付しておりますが、こちらにつきましては本会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに次第を御覧ください。

本日の議事としましては、基本計画各論、各章・節の検討ということで、委員の皆様には、第4章第1節健康づくりの推進から、第6章第4節健全な消費生活の実現までの9施策について御検討をお願いしたいと存じます。

今回、委員の皆様にはタブレット端末を御用意しております。会議の進行に合わせて職員が端末操作を行い、該当のページを画面に表示させていただきます。職員が端末操作をして画面に表示されているページを移動すると、皆様の端末画面もそれに合わせてページが移動するように設定しております。御自身でページの操作を行う場合は、右下のマークを押していただくと、自由に操作が可能となります。

紙の資料につきましては、皆様に配付しております黄色のファイルの中に赤色のインデックスシールで第2部と書かれた資料がございます。本日は31ページから47ページまでが検討の対象範囲となります。

それでは、素案の31ページをお開きください。タブレットのほうも今31ページを開いておりますけれども、これから担当課より各章・節の説明をさせていただきます。

すが、その説明の流れとしまして、まず、初めに2の現状、その次に3の今後の課題、最後に1の目指す姿の順番に説明をさせていただきます。また、下段に記載されております図やデータにつきましては、2の現状や3の今後の課題の中で適宜説明をさせていただきます。

担当課が説明した後に委員の皆様で検討を行っていただく運びとなります。

なお、素案の32ページ、次のページに4の主な取組、5の目標設定の項目がございますが、それらの項目につきましては、10月に開催される第4回部会から検討を行っていただくため、今回は対象外となりますので御留意願います。

次に、資料の3ページ、本部会の論点等についてを御覧ください。

委員の皆様には自由な御意見をいただきたいと考えておりますが、特に検討していただきたい視点、論点としてお示ししているのが、この資料の赤枠で囲っている箇所になります。特に、検討のポイントといたしまして、1、市民に分かりやすくなっているか。2、社会情勢の変化や時代の要請に沿ったものであるか。3、今後10年の途中で変化が起きても柔軟に対応できるものか。4、必要に応じ多様な主体との連携を重視したものになっているか。の4点を記載しております。その検討ポイントを御確認いただいた上で今回の論点であります、本市の現状を踏まえた課題認識が適切であるかについて、主に2の現状と3の今後の課題を中心に御検討いただきたいと考えております。

施策ごとに検討を行っていただきますが、時間が来ましたら、部会長には部会としての意見をまとめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、資料の青枠で囲っている箇所は検討時間となり、その隣の欄が部会の予定時刻を示しております。限られた時間の中で有意義な議論や意見交換を展開していただくために、委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

今回、本検討委員会に若者枠を創設し、参加いただいております若者代表の委員様からもぜひ積極的な御意見をいただければと存じます。

次に、資料5ページ、事前質問に対する市の回答を御覧ください。

これは、今年の5月に委員の皆様からいただいた質問に対して市の回答をまとめた資料になります。貴重な御意見として検討の参考にさせていただきます。

次に、資料10ページ、意見提案書を御覧ください。

こちらは、本日の検討部分に関し、お気づきの点がございましたら任意で本提案書を提出いただくことが可能となっております。本日検討を行った範囲が対象となりますので御留意ください。提出期限は7月2日月曜までとさせていただきます。メールアドレスがある委員様には、部会終了後にデータを送付させていただきます。

御提出いただいた本提案書につきましては、今後の参考にさせていただきますのでよろしく願いいたします。

最後に、資料の11ページ、部会でいただいた意見に対する市の考え方と書かれた資料を御覧ください。

こちらは、前回、6月3日に開催いたしました第2回共生・安心部会において委員の皆様からいただいた御意見を取りまとめ、それぞれの意見に対する市の考え方をまとめた資料になります。後ほど議事の中で御説明をさせていただきます。

なお、本資料の取扱いに関しましては、最終的に検討委員会が市に提出する提言書に結びつけてまいりたいと考えております。

連絡事項は以上でございますが、ここまでで御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議事の進行につきましては、本検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては能美部会長にお願いしたいと存じます。能美部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

皆様、改めましてこんにちは。今回は長い時間、会議の中で皆様から大変たくさんのお意見をいただきまして、活発な議論ができたと思っております。大変ありがとうございました。本日も引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は、初めに、前回の部会で委員の皆様からいただきました御意見に対する大分市の考え方について事務局から説明がございます。その後で、先ほど御説明いただきましたとおり、今日検討する各施策に関する検討を行うという流れになりますので、どうか本日も積極的な御意見をお願いいたします。

それでは、次第にそって議事を進めさせていただきます。

(1) 部会でいただいた意見に対する市の考え方につきまして、まず、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

企画課の後藤でございます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。それでは、議事1について御説明をさせていただきます。

表紙が「次第」となっている資料の11ページを御覧ください。

最初にNo. 1、第1章地域コミュニティの活性化における今後の課題の項目につきまして、行政の立ち位置・スタンスが分かりやすく表記したほうがよいとの御意見、また、No. 2の市民と行政の在り方、主体などが分かりやすく記載したほうがよいとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、本市といたしましては、3の今後の課題の二つ目に朱書きで示しておりますとおり、「市民との協働により」という文言を追記したいと考えております。

次に、No. 4、第2章第1節人権教育・啓発及び同和対策の推進における現状と今後の課題の項目につきまして、「あらゆる人権問題」という表現だけでは子どものいじめの問題は読み取れないという御意見、No. 5の子どもだけではなく、ほかの課題についても表記してもらいたいとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、「あらゆる人権問題」の表記を「女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者等、性的マイノリティやその他あらゆる人権問題」に変更したいと考えています。

また、No. 6、同施策の目指す姿の項目につきまして、目指す姿の「地域社会」を「地域共生社会」として掲げるべきである。また、全体的に用語を統一する必要があるとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、地域共生社会は様々な人々が全て分け隔てなく多様性

を認め合い暮らししていけることができる社会という理念として、人権教育・啓発及び同和対策の推進及び第1章の地域コミュニティの活性化、第3章第1節の地域福祉の推進の1、目指す姿にある「地域社会」の表記を「地域共生社会」と改めたいと考えております。

なお、文末の表記を「実現している」に統一したいと考えております。

次に、No. 9の第3章第1節地域福祉の推進における今後の課題の項目につきまして、地域社会づくりの実施主体や受皿が具体的に何を想定しているか明確にしたほうがよいとの御意見、また、No. 11の行政から手を差し伸ばしてキャッチできるような仕組みを検討すべきとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、4の主な取組の中に反映ができるよう、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、No. 12、第3章第2節高齢者福祉の充実における今後の課題の項目につきまして、現実的に可能な方法で進めていくとのニュアンスを記載したほうが現実との乖離がなくなるのではないかと御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、3の今後の課題に「人口動態や介護ニーズなどの見込みを長期的に見せること及び地域包括ケアシステムの深化を進める上で人材確保や介護現場における生産性向上などを推進すること」を追記いたしたいと考えております。

次に、No. 13、第3章第3節障害者（児）福祉の充実における今後の課題の項目につきまして、県と市町村が連携して地域共生社会に向けて推進するという文言があったほうがよいとの御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、3の今後の課題に「様々な環境下にある障がいのある人への包括的な支援体制を構築するため、地域社会や関係機関、国や県、他市町村との連携を図ることが求められています」を追記いたしたいと考えております。

また、同施策のNo. 14、今後の課題の項目につきまして、障がい者の社会参加が課題であるとの御意見、No. 15の社会参加を強調することが重要であるとの御意見をいただきました。さらに、No. 16とNo. 17の「行政として取り巻く環境をどのようにキャッチしていくかが課題である」や、「インターネットを活用した情報の提供に取り組むべき」との御意見をいただきました。

その御意見を踏まえまして、3の今後の課題の二つ目を「障がいのある人の社会参加を進め、地域で充実した生活が送られることが求められています。また、インターネット等を活用した分かりやすい情報提供に努め、健常者と障がいのある人との間の情報格差を是正する必要があります」に変更いたしたいと考えております。

最後に、No. 19、第3章第4節社会保障制度の充実における今後の課題の項目につきまして、「目指す姿に記載されている国民年金制度について、今後の課題に記載する必要があるのではないかと御意見をいただきました。

市では、日常業務において国民年金制度の周知を図り、未納・未加入による無年金者の防止などに努めているところでございますが、公的年金制度が抱える多くの課題につきましては、国の責任において解決していくべきものであり、本市総合計画の今後の課題に明記することは適さないものと考えております。よって、3の今後の課題には記載しないということで御理解を賜りたいと存じます。

議事 1 の説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関しまして、委員の皆様、御質問等がございますでしょうか。もしございましたら、挙手のほうよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に議事（2）基本計画各論各章・節の検討に入ります。

関連がございますので、第4章第1節健康づくりの推進から第4章第3節清潔で安全な生活環境の確立まで、続けて事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

健康課、佐藤でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

施策ページ、31ページを御覧ください。また、おおい創造ビジョン2024、第2次基本計画の56ページを併せて御覧ください。

第4章健康の増進と医療体制の充実、第1節健康づくりの推進について御説明いたします。

全体的な変更点ですが、第3次健康日本21を定めた健康増進法第7条1項の規定に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全面改正の内容を考慮し、改定を行っております。

まず初めに、2番の現状についてです。

本市を含めた社会情勢としましては、急速な高齢化の進展や社会生活環境の変化により、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病やうつ病等の精神疾患の罹患者が増加している状況です。

本市の現状でございますが、2021年、令和3年にがん、心疾患、脳血管疾患の三大生活習慣病により死亡した人は全体の約5割を占めております。その根拠を示したデータが、資料下段にある三大生活習慣病による死亡割合になります。

また、大分県が算出した本市の平均寿命、健康寿命は、男女ともに上昇傾向となっております。その根拠を示したデータは、資料下段にある大分市の平均寿命と健康寿命（お達者年齢）になります。

さらに、本市の高齢化率は、2035年、令和17年には32%になると予測されており、要介護者や認知症患者の増加が見込まれております。

次に、3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえまして生活習慣病の発症・重症化予防や介護予防のためには、若い頃から生活習慣病予防に取り組むことが重要であるとしております。

また、市民により身近で地域の実情にあった保健サービスを提供するためには、個人を取り巻く社会環境の整備やその質の向上を図ることが必要です。加えて、市民一人一人の主体的な取組を支援するためには、保健・医療・福祉・教育及び労働等、関係団体が相互に連携を図り、協働して健康づくりの推進に取り組むことが必要となります。

現行の計画との変更点に関しましては、本市の高齢化率を更新したことと、国の第3次健康日本21計画に合わせ、社会環境整備を追記しております。

事務局

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。

ここでは、10年後の目標を記載しております。市民一人一人が健康で心豊かに過ごすことができるよう、健康への意識を高め、主体的に取り組める環境が整備できていることを目指すこととしております。

今後の課題の解決を図るためには、健康づくりに取り組む地域組織や関係団体と行政の連携強化による健康を支える支援や、健康の維持向上に係る支援といった環境の整備が必要であることから、このような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

保健総務課の小林でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

施策ページの33ページを御覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の59ページを併せて御覧ください。

第4章健康の増進と医療体制の充実、第2節地域医療体制の充実について御説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、健康計画を基本としつつ、医療を取り巻く状況変化に合わせ見直しを行い、改定を行ったところでございます。

まず初めに、2番の現状についてですが、本市を取り巻く社会情勢は、心の病を持つ人やがんや高血圧症などの生活習慣病の罹患者が増加傾向にあること、高齢化の進展により医療と介護を必要とする人の増加が見込まれております。また、近年では、激甚化、頻発化する土砂・風水害や地震などとともに、新型コロナウイルスなどの新興感染症の発生など、健康を脅かす様々な健康危機が全国的に発生しています。

本市の現状としましては、まず、市内の医療機関の状況につきまして、下段に記載しております表の医療施設数に記載しておりまして、病院数、一般診療所と歯科診療所などの数が中核市平均を上回り、一定レベルの医療体制が確保されている状況となっております。

次に、医療と介護を必要とする人の見込みですが、下段に記載しております表の医療需要の推計によりますと、大分市、由布市、臼杵市、津久見市の中部医療圏では、圏内の医療需要が2035年にかけて増加する見込みであると推計されており、本市におきましても今後増加することが見込まれております。

次に、本市の救急出動件数は、高齢化の進展や感染症などの影響が年々増加しており、複雑かつ多様化する救急医療に対して市民の関心やニーズが増加しております。救急出動件数の増加の状況につきましては、資料下段右側に救急出動件数推移を記載しており、年々増加する状況となっております。

現行計画との変更点に関しましては、健康危機に関する内容に新型インフルエンザではなく、近年、社会に大きな影響を与えた新型コロナウイルスについての記載を加えております。

次に3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえまして、市民の心と体の健康を支えるため、誰もがいつでもどこでも安心して医療サービスが受けられるような地域医療体制を築いていくことや、医療従事者などの救急医療資源に限りがあ

る中、市民が適切な医療を受けられるよう、より質の高い救急医療体制を構築し、提供することが重要であるとしております。資料下段の右側2番目、今、そうした取組の一つとして、ICTの活用により子どもから高齢者までの医療情報等を医療関係者が共有し、一人一人に合ったより質の高い医療サービスを提供することを目指す、おおいた医療ネットの参加施設数を掲載しております。

なお、おおいた医療ネットは、本年7月から稼働しております。

さらに、自然災害や新興感染症の発生に伴う健康危機事象に対して、平時から備えつつ、事象発生時には迅速な対応により被害を最小限に抑え、市民の生命及び健康を守るため、健康危機管理体制を強化することが重要であるとしております。

今後の課題につきましては、現行計画からの大きな内容変更点はなく、文言の整理を中心に行っております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは10年後の目標を記載しております。目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図るため、安心で安定した地域医療体制の下、一人一人が適した医療を受けることができ、市民の健康が保たれている状況を目指すこととしております。

説明は以上でございます。

事務局

衛生課の高屋でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

施策ページの35ページを御覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の177ページを併せて御覧ください。

第4章健康の増進と医療体制の充実、第3節清潔で安全な生活環境の確立について御説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、大きな変更点はなく、社会情勢を踏まえ、現行計画を基本としつつ、見直しを行い、改定を行ったところでございます。

まず初めに、2番の現状についてですが、我が国では、昨今の紅麹を含む健康食品に起因する健康被害をはじめ、食の安全を揺るがす事態が増えてきております。

本市の現状としましては、健康食品に起因する健康被害のほか、食品への異物混入、食品の偽装表示等の問題が継続している状況となっており、食の安心を求める声が高まっております。資料下段にある収去検査結果事例に示すとおり、健康被害の発生には至らないものの、微生物検査において不良の項目が見受けられます。また、苦情相談の内訳に示すとおり、食品への異物混入事例についても一定数発生しております。生活衛生についてですが、入浴施設や理容所などの施設では、一定の水準で適正に衛生環境が確保されております。

一方で、ペットとの共生においては、一部の飼い主のモラル欠如により、ペットのふん尿や鳴き声等の苦情が一定数発生しており、衛生的で安全な生活環境の保持に対する関心が高まっております。

次に、3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえまして、食品及び生活衛生関係の施設管理者に対する計画的な監視、指導が必要としております。また、施設管理者に対する啓発や情報提供をしていくことが重要と考えております。

ペットとの共生につきましては、適正な飼養と管理など、衛生意識の向上を図るた

めの効果的な啓発が必要としています。また、関係団体と連携していくことが重要と考えております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。

ここでは、10年後の目標を記載しております。目指す姿を二つ設定しており、一つ目の目指す姿としましては、食品関係施設や生活衛生関係施設が適切に管理され、衛生意識が普及しており、安全・安心な生活環境が創出されている状況を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、食品関係施設や生活衛生関係施設が適切に管理されることが安全・安心な生活環境につながっていくこととなりますので、そのためには衛生意識の普及が不可欠であるという点を考慮した上で、このような目指す姿を設定したところでございます。

二つ目の目指す姿としましては、ペットの適切な管理や終生飼養が進み、犬、猫の引取り数等が減少し、人と動物が共生して暮らしていける状況を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、ペットの適正管理、終生飼養の啓発等の取組により飼い主のマナー意識が向上することが、人と動物が共生する社会の実現につながっていくこととなりますので、このような目指す姿を設定したところでございます。

説明については以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行います。委員の皆様には、主に各施策の2の現状と3、今後の課題につきまして、この計画案に対する御意見等をいただきたいと思っております。

また、この文言や定義等の分からないところがありましたら、こちら事務局にお尋ねいただきたいと思っておりますけれども、可能な範囲で委員の皆様同士で御意見を出し合って議論を進めていけたらと考えておりますので、ぜひ積極的に御意見をおっしゃっていただければと思います。時間が来ましたら、適宜私のほうで部会としての意見をまとめたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

そうしましたら、ただいま御説明をいただきました三つの施策に関しまして御意見等ございましたら挙手をお願いします。

委員

ページ31の健康づくりの推進の中で、今後の課題の中に書いてあります、2点目の黒丸ですけれども、個人を取り巻く社会環境の整備、これをちょっと具体的にまた説明をしていただけないでしょうか。ちょっと具体的なところが見えないので、どういことを言われているのかなということ、目指す姿と、今後の課題の主体的な取組という言葉を書いておりますが、何に対しての主体的な取組なのかということが少し曖昧な感じがします。この2点。

部会長

ただいまの御質問につきまして、事務局のほうで御説明をいただけますでしょうか。

事務局

健康課の佐藤です。

この社会活動の整備というのが、個人が一人一人健康づくりに取り組むことはもちろんなんですけれども、例えば運動しやすいような家の近隣にウォーキングコースとか、安全に歩く歩道が整備されているとか、身近なところでそういう運動施設を利用できる環境ができています。一連で言えばそういうことになろうかと思います。本人の努力だけではなくて、社会の中でそういう運動しやすいとか、いろいろな条件が整っているということを目指しております。

あと、主体的に取り組めるといふところの表現につきましては、委員が言われたように、健康づくりという文言を追加する形で見直しをしたいと考えております。

以上です。

部会長

委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

そうしましたら、ほかの委員の皆様も御意見等ございましたらお願いいたします。

委員

先ほどの委員のところにも被るんですけど、第1節と第2節の内容が似てるじゃないですか。第1節は、先ほど言った三大生活習慣病をメインですよという話で、第2節は全体で、地域連携でというお話だったと思うんですけども、第2節のほうはちゃんと体制というのを最後に入れてるんですね。どういう体制で取り組みますというのを。第1節のほうは、そういうところが見当たらないことに対して分かりづらいついかなというの若干感じまして、僕も委員と同じ感覚を持ちました。というのがちょっと気になったところで、あと、第3節ですね。衛生課の分なんですけれども、今回、紅麹の関係もあったということで健康食品についても触れていただいているかなと思うんですが、私も無知なんであれですが、健康食品となった場合はいろんなところ、大分県もそうですし、消費者庁もそうですし、いろんなところが関わっているかなと思って、衛生課だけの課題ではないのかなと思ったときに、そういったところが連携してということも出てくるのかなと。そういうところも踏まえて今後動いていくんじゃないかなと思うんですが、そういうところも念頭に置いたほうがいいのかと思いました。

以上です。

部会長

ありがとうございます。ただいまの委員の御指摘、第1節と第2節が似通っているということも踏まえて、第1節のところ体制というニュアンスがあったほうがいいのかというところと、第3節のところでは、監督の担当部署のみで処理するような問題ではないので、他の部署との連携というニュアンスも含めて今後の課題として設定したほうがいいのかというのが御指摘とお伺いしました。

今の御意見、また最初の御指摘につきまして、ほかの委員の皆様、御意見等いかがでしょうか。お願いいたします。

委員

第1節と第2節はつながっていると思うときに、目指す姿の表現の仕方が何か違うなど、第2節の市民の健康が保たれていると断言した終わり方と、第1節のほうでは、文中で健康に過ごすことができるようにとされているが、それが最終結果で、第1節

の後半部分が手段になるのかなと思うと、文章が逆じゃないのかなという印象を受ける。何かぼやっとしているなという印象になったので、そこを第1節、第2節がつながっていると考えるときに同じような言い方、言い回しでの目標の書き方がいいかなと感じました。以上です。

部会長

ありがとうございます。今の委員の御指摘は、主に第1節の目指す姿のところ、第2節の目指す姿の書きぶりと比較したときに、市民一人一人が健康で心豊かに過ごすことができるという前段のほうがむしろ目指すべき結果なのではないかと。その書きぶりが第1節と第2節が似ていることとの関係でも、やはり統一的にそのように設定したほうがいいのではないかと御指摘と伺いましたが、皆様、いかがでしょうか。確かにそういうふうに書いたほうが分かりやすいかなというふうにも感じました。

ほかに委員の皆様、御意見、御指摘等、いかがでしょうか。

委員

先ほど連携という言葉がありました、第2節の地域医療体制の充実のところですが、こちらの文章を読んでいますと、市がやりますというように捉えられるので、医療機関との連携等の言葉がどこかにあったほうがいいのではないかと感じました。

部会長

ありがとうございます。この部分の御指摘につきまして、ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。特に御異論はないのかなというふうには思います。

そうしましたら、いろんな委員の皆様にご発言いただければ大変ありがたいかなと思っておりますので、適宜私のほうで御指名をさせていただきたいと思っておりますので、気軽に御意見をいただければと思います。

そうしましたら、市民の健康づくりの推進というところですが、医療の立場で取り組まれていらっしゃるのとかがございましたら、ぜひこの機会に御紹介というか、教えていただければと思うんですがいかがでしょうか。

委員

一医療機関とか医療人だけが取り組めることじゃないですけども、組織的に我々は主に医師会の中で協働して体制の一員として担っていく形であります。ですから、この体制の充実というところとすれば、地域の医療や介護がそれぞれの団体とどういふふうに連携するかということをもう少し分かりやすく言ったほうが、よりこれを読んだ人たちが分かりやすく、またアプローチしやすくなるんじゃないかなと思ったので、そういう文章をどこかに加えられるといいのかなと思いつつも、でも、これは、いわゆる表題ですから、そこは具体的に書く必要はないと思っておりますが、部会長からの指名の内容に近いかどうか分かりませんが、ただ、言えることは、一医療機関や一医療人が、個人としてできることはほとんど何もないということだけは知っていただければと思います。組織として協働して、例えば救急医療、今は輪番制だったり一次、二次、三次、総員で体制づくりをしておりますので。

部会長

すみません。突然の指名にもかかわらずありがとうございます。

今の御指摘は、第1節健康づくりの推進の今後の課題の三つ目の丸、関係団体が相互に連携を図りというところは、組織としていろんな組織が連携して取り組むというところが出ているので、結論としてはこの文言を維持するということがよいのではないかと。いずれにしても一人一人というよりは、やはり組織的にその各組織が連携して事を成すというのが重要であろうというふうな御指摘と承りました。結果的にこの文言で適切ではないかという御意見をいただいております。

今の御意見については、ほかの委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。

そうしましたら、地域医療体制の充実、2節のところになります。現在の保健医療分野ということに関して、新型コロナ禍が出たこともあって、看護職というのが地域医療を支える専門職として極めて重要であると。今後はますます重要な役割を担っていただくことかと思えますけれども、先生の大学において特に力を入れている分野とか、そういったものがもしございましたら御紹介いただければと思うんですが。

委員

そうですね、新型コロナウイルス感染症の拡大によって様々な社会問題などが起きているところでお話が出たところです。

市民の健康を守るという視点で人材育成というところにおきましては、特に看護師、本学が担っている看護師の育成というところになるので、特に専門的などというところで見ますと、大学院で実践している実践者養成コース、保健師のコースですとか助産師のコースですとか、それから、診療看護師のコースがございますので、そういった広くプライマリーケア領域を担うような包括的な健康アセスメントができるような、そういう看護師の中でも高度専門看護師と言われるような育成を目指していたり、保健師に関しましても、4年間で学部を卒業して免許も取れるというか、本学ではもう2年教えて、6年かけて、最終的に6年教育をして、知識を磨いて保健業務に携わる場合も、特にこういうような2年かけて保健、福祉を広く様々なところを学んで、そういうふうな人を輩出していくというところで努力しているところでございます。

もし御議論いただけるようでしたら、この目指す今後の課題のところの地域医療体制の充実のところの、今後の課題のところの1つ目に医療サービスが受けられるような地域医療体制というところが書いてはございますが、人材育成のことについて枠外に入れていただけるなら、例えば第8次医療計画などの内容を見ましても、今後かなり看護師を増やすとか、そういった目指す数値目標みたいなものを掲げておられますので、その辺りがもし市の今後の課題などに入れていただけると、次のときのお話になりますが、主な取組のところにも出てきておりますので、そういったところを検討いただければと思います。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

そうしますと、地域医療体制の充実、今後の課題の一つ目の内容のところでも地域医療体制を築いていくというところはもちろんただけれども、その中の一環として、今後、広く高度な専門性を持った医療、もしくは看護職の方を含めた人材育成という

ところも何か課題の中で触れることができたほうがよいのではないかと御指摘ということでよろしいですか。

地域医療体制の一つとして、箱なのか人なのかということもありますけれども、先生の今の御指摘は人材育成ということについても何か明文で入れることができれば望ましいということだと思います。

この点に関して、ほかの委員の皆様方がでしょうか。おおむね御異論はない感じですね。ありがとうございます。

もうお一方、紅麴の健康食品の問題というところを先ほど事務局の方からも御紹介いただきまして、今年度はそういった健康被害の問題というのが、大分ということではなく全国的に発生しているという状況になっています。それを踏まえて、大分市においても今回の施策案の中で今後の課題ということと言及しているのかなと思います。この記載内容について、食品衛生の観点から適切かどうかというところで御指摘などございましたら。

委員

大分市に限らず全国的に被害があって、多分ですが、衛生課だけでどうにかなった問題じゃないのかなと。そうなったときに、本来、健康食品などにはいろんな法律が関わってきますので、健康増進だったり食品衛生だったり、いろんな法律が関わってきますので、本来であればいろんな課が一緒になって、今回、保健所の皆さん、一生懸命頑張って報告されたので、今回に限らずこういった健康食品というものはやっぱり身近な食品だからこそ被害が大きく、このような被害が出た。全体でやってほしいというのが個人的な希望でございますし、今回を機に、ともかくいろんな災害が起こったときの対策というものをされるとは思いますし、こういったものも踏まえて、いろんな課で頑張っていただいたら幸いだなと思いますし、それが前例になっていろんな自治体に真似されたら、なおいんじゃないかなと思います。

部会長

ありがとうございます。

先ほどもちょっと紹介をいただいたところですが、単独の部署ではなくて複数の関係各署との連携によってのみそういった対応が可能となるので、そこを重視するようなところを何か入れられないかということですが、今後の課題のところには三つ丸があるんですが、強いて言うとどの辺りに。

委員

一番上でいいです。

部会長

一番上ですかね。

委員

入れるのは別に入れなくてもいいと思うんですけども、そもそも文が長いので、なかなか難しいですね。

委員

それに関連して、一つ質問してもいいですか。

部会長 お願いします。

委員 一般市民から食に関することや健康食品、何か障害が起こっていないかとかいう疑問とか質問とかがあったときに受け付ける窓口のようなものが保健所の中にあるんでしょうか。

委員 衛生課です。

委員 それは市民の皆さん、知っているんですか。

委員 大方。市役所に言って。
何かあったら役所に電話するじゃないですか。大体つなげてくれる、食品だったらここだというのを。それとか、一応ホームページに載っています。

部会長 今の御指摘ですが、事務局に確認ですけれども、委員の説明でよろしいでしょうか。

事務局 衛生課でございます。
委員がおっしゃいましたように、健康食品に係る被害や食中毒によって健康に異常が見られたというお問合せについて、衛生課のほうで承っておりますし、それに基づいて重大な案件でありましたら調査に入ることとしております。
それとまた、委員さんがおっしゃられました連携についてでございますけれども、毎年度大分市のほうでは、大分市食品衛生監視指導計画におきまして、第4章において連携協力ということで、国との連携、県との連携、また市内との連携をしているところでございます。
また、市内の連携につきましては、大分市食の安全安心確保連絡会議を定期または不定期に開催をして情報共有を行い、連携強化を図っているところでございます。
以上でございます。

部会長 御説明ありがとうございました。委員、一言よろしいでしょうか。

委員 すみません、知らなかったものですから。一般市民の方が気軽に相談できる体制が整っていると聞いて安心しました。

部会長 今、事務局に御説明いただいたようなところの体制というのが一通りあるのであれば、むしろ記載してもよろしいのではという気もいたしますけれども、いかがでしょうか。できていることはできていることとして記載してもいいのかなと思ったところではございますが。

委員 第3節の清潔で安全なというところの食品関係の部分で、これは給食という立場は入るんですか。食品関係施設というところで、学校環境の衛生とか、安心を求めると

というのは親の立場からするとどんなものが使われているのか、ここの文章に関わる内容かどうかという疑問があったのでお願いします。

部会長 この点に関して事務局のほうで想定されているところを御説明いただけますでしょうか。

事務局 衛生課でございます。
委員さんのおっしゃられました学校給食につきましては、一定規模以上、基本的に小中学校等につきましては、一定規模でございますし、また給食センター等、一定数の人数分の給食を調理しているところにつきましては、この部分に該当をいたします。
また、高齢者福祉施設等におきましても一定数以上ございましたら、その分についても該当することになりますので、その部分については衛生課の指導、また立入り等をするようになっております。
以上でございます。

委員 一定数とは何ですか。

委員 いいですか。

部会長 お願いします。

委員 法律が難しく、学校によっては委託業者とかあるじゃないですか。それは、食品法の許可ですと。全部市でやっていますとなれば、それはもう許可でなくなると。となると、また別の課がメインで対応するとか、となるんですけども、食中毒に関して言えば、全てが衛生課、食品衛生法の中で行われていることになるので、そこを心配しなくていい。細かいことは違うんですけども、最終的には一緒ということ。

委員 しているということですね。

委員 そうですね。

委員 ありがとうございます。

部会長 何か起きたときの担当部署としては管轄があるということよろしいですか。

委員 そうですね。

委員 目指す姿の中に学校という、そういう全部が入っているということ。

委員 そうですね。基本的に後からなので、問題が起こったときにやる、事故が起こった

ときにメインとしているところだったので、こういう書きぶりになっているんですけども、もちろんそれより先に整理という形で目指す姿があってみたいところですが。

部会長 そうすると、目指す姿のこの食品関係施設や生活衛生関係施設の中には、今おっしゃったように一定規模の学校だったり、介護施設等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。

事務局 衛生課です。
食品関係施設については、今、部会長さんがおっしゃられました部分も該当しますし、あと、食品等の営業許可、飲食店、食品製造業等の施設についても該当します。
以上でございます。

部会長 ありがとうございます。そういった意味では、具体的などことごとく言うよりは包括的な文言で目指す姿を設定しているという理解になろうかと思えます。
委員、そこはこんな文言でも趣旨としては。

委員 ありがとうございます。見えにくかったというか、受け取る範囲、学校での食中毒、集団という、そこに子どもたちの部分が見えてこなかったのが質問しました。

部会長 今の事務局からの御説明と委員の補足で、趣旨としてはよろしいでしょうか、この文言のままです。

委員 どう表現したら。何かストレートじゃない感じ。

委員 おっしゃりたいこと分かります。私、門外漢と思いますが、例えば食品関係施設といったとき、学校給食もその中に入るのか知っている人って本当におるんだろうかなと。言われて説明を受ければ「ああ、そうなのか」と思って話できるんですけども、全然知らない人がこういう文章を読んでどこまでイメージを膨らませるかということ指摘しているんだろうと思って。

ただ、全部具体的に書くのは難しいです。その中で、ここまで含んでいますということがあると分かりやすくなるかもしれないけれども、全く知らない人が、どこまでこの中から、イメージを膨らませて、学校も含むんだろうなというふうに受け取れるか。例えば生活衛生関係施設というのは具体的に何かイメージできるかといったら、できないですね。多分、これは、ごみ収集をしている業者だったら入るのかなとか。今さっきの説明から食品関係施設に学校給食が入るのかとか、どこまで入るのかと、聞いたから、イメージを膨らませられるということだと、私はそう理解します。

部会長 ありがとうございます。委員も同じような感覚でいらっしゃるということですね。

委員 そうですね。分かりにくいなと思って。

事務局 事務局からですけれども、今、その表現の仕方が分かりにくい部分が一部あるということなんです、今回の素案の中では入れていないんですが、今、現行の総合計画の冊子の中にある、最終的には用語解説を入れる予定としておりますので、そういったところでこういったものを含むとか解説ができるかどうかというのをまた事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

部会長 よろしいですかね。何かございますか。
はい、お願いします。

事務局 保健総務課の小林でございます。
すいません、事務局から1点、分からなかったの確認なんですけれども、先ほど委員から御提案がございました人材育成の部分なんです、それを入れるのはもちろん望ましいと思いますが、主に県が取り組んでいる事業が中心になりますので、うちのほうでそこまで書ききれていないところでございます。そこら辺は御了承いただきたいなと思います。
それと、委員から御提案があった医師会との連携です。これは当然なんですけれども、主な取組のところで、課題というふうなことと受け止めるよりも、取組の推進の中で関係機関の協力の下とか、地域の医療機関の連携協力の下という言葉を入れているところです。
ですけど、今後の課題のところにぜひということであれば、どこかに入れようと思います。
以上でございます。

部会長 お願いします。

委員 人材育成の部分で、私は既に在宅の障がい児子育てで直面していて、それは訪問看護師さんが本当に足りないところに、私たちは医療が必要な子供たちの生活に本当に影響してきていて、訪問看護ステーションは多分、市の取り決めというか、大分市での訪問看護という、県が主導ではなくて、市の管轄になっているんですかね。訪問看護ステーション。違うんですかね。いろいろ多分、国の決まりがあつて。でも、結局、市の在り方に影響されるというか、その人材を大分市でどう確保するかというところは、しっかり、県がやっているとかじゃなくて、市として人材育成、人材確保というところを、ほかに任さないでいてくれるかを、私はここをつくり上げてほしいと希望するんですが、何か仕組みのところで県が。違うんですか。すみません。

部会長 事務局、お願いします。

事務局 健康課の佐藤と申します。

看護職の人材の確保、養成に関しましては、大分県の医療政策課というところが、看護職の確保ということで高校生の方たちに看護職になりませんかという体験を提供したり、大分県で働いてもらうために例えば近隣の宮崎とか福岡の看護系の大学とかに行って大分に帰ってきて働いてくださいという声かけをしたりしております。もちろん大分市としても人材を確保したいというところがあるんですけども、広域的な関係でどうしても今は県のほうが中心になっている形になります。

部会長

御説明ありがとうございました。事務局の説明を前提にすると、先ほど委員からの御指摘がありました人材育成というところは、もちろん必要ではあるけれども、どちらかというと県の管轄であって市の管轄ではないところがあるので、今後の課題のところで入れ込むというところがどうかなどは思います。

委員、その辺りの御意見、いかがでしょうか。

部会としての意見ですので、そうは言っても入れてということであれば、そのようにしようと思いますけれども。

委員

ありがとうございます。意見を言いました者としましては、そこは県と市とのすみ分けなどもあると思いますけれども、表現の仕方、それから強弱、そういったところのニュアンスというところを受けて検討いただければと思います。

部会長

御意見ありがとうございました。

時間の関係もございますので、この第1節から第3節までの議論についてはこの辺りでよろしいでしょうか。

まとめとしては、第1節と第2節のところはパラレルな内容的にもなっておりますので、特に目指す姿などは結論の部分を統一的な記載にさせていただいたほうが分かりやすいという御指摘をいただいております。

地域医療体制の充実のところに関してまして、今も詳細な御議論いただきましたけれども、可能な範囲で人材育成、人材確保的なニュアンスを入れられるのであれば、どこかで入れられるのか入れられないのかというところを少し御検討いただければというふうに思っております。

あと、第3節清潔で安全な生活環境の確立というところで、目指す姿、これが一体どういうものを含むのかというところについては、必ずしも一見してイメージを持ちやすいわけではないというところがありますが、事務局から完成版については注釈等を入れていただけるということでしたので、ぜひともお若い方にも分かりやすいような文言の注釈等を入れていただければというふうに思います。

また、食品衛生に関しましては、衛生課が管轄するというものではありませんけれども、何か事が起きたときに単独の部署で対応するというのではなく、幅広くいろんな各署と連携を図って対応に当たるべきであるというところのニュアンスを今後の課題というところで反映していただけないかというところになります。

そうしましたら、今、申し上げたようなところを部会の意見ということで出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局

そうしましたら、次の章に移りたいと思います。

これも関連性がございますので、第5章第1節防災・減災・危機管理体制の確立から第2節あらゆる関係者で行う災害対策等の推進まで、続けて事務局から御説明をお願いいたします。

防災危機管理課の阿部でございます。着座にて説明させていただきます。

それでは、施策ページの37ページを御覧ください。併せておおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の94ページを御覧ください。

第5章防災・減災力の向上、第1節防災・減災・危機管理体制の確立について御説明をさせていただきます。

まず全体的な変更点に関してですが、国において令和5年7月に国土強靱化基本計画が閣議決定されたことから、現行計画を基本としつつ、同計画との調和を図れるよう改定を行ったところでございます。

次に、2番目の現状についてですが、我が国では近年、気候変動の影響などから風水害が頻発化し、甚大な被害を出す水害や土砂災害が相次いで発生していることに加え、南海トラフを震源とするマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が今後30年以内で70から80%と予測され、これによる甚大な被害の発生も想定されています。

本市においても、大分川、大野川という1級河川を有していることから、風水害等による大規模な被害が懸念されています。

また、南海トラフ地震が発生した際には、本市で最大震度6強の地震が予想されているほか、より大きな被害が想定される中央構造線断層帯などの活断層での地震の発生も懸念されています。

現行計画の変更点につきましては、想定される災害の規模等が変わっておらず、防災・減災対策については継続的に実施することが重要となるため、大きな変更はございません。

続きまして、3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえまして、災害時の迅速な情報収集と伝達、デジタル技術などの活用、要配慮者へのきめ細かな対応、地域住民の防災活動の活性化など、現行計画から引き続き推進していくとともに、より一層の充実が必要としております。

現行計画との変更点に関しましては、社会情勢の変化に対応できるようデジタル技術の活用について追記しております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで市民と行政、防災関係機関が一体となった包括的な防災・減災対策に取り組んでいること。そして、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、復旧・復興が迅速かつ効率的に行える体制が整備されている状況を目指すこととしております。

この目標を設定した理由につきましては、自助、共助、公助の取組を進めていくことが防災・減災対策で重要であると考えられることから、市民と行政機関が一体とな

事務局

った対策が必要であると考えています。また、災害後の一日も早い復旧・復興に取り組むことが市民の生命と安心した生活を守ることにつながると考えています。以上の点を考慮した上でこのような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

河川・みなと振興課の森本でございます。着座にて説明させていただきます。

施策ページの39ページを御覧ください。また、おおい創造ビジョン2024、第2次基本計画の99ページを併せて御覧ください。

なお、お手元の資料につきまして、文言や数値の修正がございますので、随時御説明させていただきます。

それでは、第5章防災・減災力の向上、第2節あらゆる関係者で行う災害対策等の推進について御説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、あらゆる関係者が協働して流域全体の水害を軽減させる治水対策、流域治水の考えを取り込み、現行計画においては治山治水対策の充実としていた内容を、あらゆる関係者で行う災害対策等の推進へ節の名称を含めた改定を行ったところでございます。

次に、2番の現状についてです。

まず、本市の現状といたしましては、気候変動に伴い豪雨の発生が一層激化することが予測されている中、森林や農地の災害防止機能が低下しており、地滑りなどの土砂災害や浸水被害が激甚化することが懸念されています。

ここで文言の修正をお願いいたします。まず、「豪雨の発生が一層激化」とありますが、この「一層激化」を「頻発化」に修正をお願いいたします。さらにその2行下の「地滑りなどの土砂災害」を一くくりに「土砂災害」に修正をお願いいたします。

次に、2ポツ目になります。市域には大分川や大野川をはじめとする1級河川や2級河川、市管理河川、防災重点農業用ため池があり、集中豪雨時、氾濫や決壊等の被害が危惧されております。さらに、自然災害による被害を軽減するためにより多くの関係機関の取組を充実強化するとともに、関係機関との情報提供や連携を一層強化することの必要性につきまして、現行計画の変更点として追記をしたところでございます。

資料の下段のグラフについてですけれども、まず左側のグラフを御覧ください。

こちらは、現在と2040年頃、令和22年頃の洪水発生をシミュレーションした際に浸水が想定される世帯数を表したものでございます。2015年に改定されました国連気候変動枠組み条約締約国会議、いわゆるCOP21で採択されたパリ協定を受けまして、平均気温上昇を2℃に抑えていくことが目標とされております。この場合、2040年頃には国内での降雨量が全国平均約1.1倍になることが国により試算されております。

このため、下のグラフでいきますと、大分川の流域では青色の現在の9,424世帯から、2040年頃には2万4,442世帯へ約2.59倍に、大野川流域では青色の現在1万4,000世帯から2万7,473世帯へとなる、約1.9倍に浸水世帯が増大することが想定されています。

次に、右側の図を御覧ください。

こちらは令和4年度の台風14号、当時910ヘクトパスカルの大型の台風が接近した際のものですけれども、9月の18日と9月の19日、大分市の水害監視カメラの閲覧回数を示したものでございます。ユーチューブでの閲覧数につきまして、すみません、修正がございまして、数値の修正をお願いしたいと思います。まず、14万4,999回が26万141回に、それから、3,717回を4,440回へ修正をお願いいたします。2日間の合計が26万4,581回となります。

なお、下段の市のウェブサイトの数値に変更はございません。

なお、参考になりますけれども、令和4年度のユーチューブの年間の閲覧回数、約61万回ございまして、ただいま紹介しました台風の接近時にその2日間で約4割の閲覧数があるということで、台風や大雨などの自然災害に対する市民の関心が非常に高いことがうかがわれております。

次に、3番の今後の課題についてです。

まず、市民の生命や財産を守るため、森林や農地等の保全や事前防災対策に取り組むとともに、災害発生時には人命を優先した避難行動が取れる情報を発信するなど、関係機関と連携した対策が必要です。

次に、河川の改修や下水道整備に加え、調整池などによる洪水調整機能の拡充や、森林や農地が持つ保水機能の拡張などの対策を組み合わせた流域が一体となった治水対策が必要です。としております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。

目指す姿といたしましては、3番の今後の課題の解決を図ることで台風や集中豪雨などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、減災対策に取り組んでいる状況を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、近年の水害や土砂災害などの激甚化、頻発化を踏まえ、河川等の整備を一層加速化するとともに、集水域や氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して対策に取り組むことが重要であるという点を考慮いたしまして、目指す姿を設定しております。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、これより検討を行いたいと思います。委員の皆様、何か御意見、もしくは事務局への御質問も含めて何かございましたら挙手にてお願いいたします。

委員

さっきの第4章の話になるんですけれども、第5章の第1節の今後の課題が、僕が描いていたような内容の文章だったので、ぜひこういう文章もありなのかなと思って、衛生課に見ただければ。そういうふうに思いました。

で、第5章第1節なんですけれども、僕が読み切れていなかったら申し訳ないんですが、右下のグラフを見ると、防災士養成者数の推移というのがあるんですが、これは多分、人口動態から見てもそこまで多いということじゃないのかなと。これは、大分市としては嘆いている話なのかちょっと分からないんですが、要するに今まで文章

の中には出ていないと私は認識しているんですが、これは課題として今後やっぱり増やしていこうみたいなものがあるのか。もしなければ、なくてもというふうに見ていて感じた次第です。

部会長 ありがとうございます。ここの防災士養成者数、認証登録者数の推移というものなんですけれども、現在不足しているのかということなのか、ここまで到達したというお話なのか、その辺り事務局のスタンスとしては、これはどういう数字ということになりますでしょうか。もし御説明いただけましたらお願いします。

事務局 このグラフ自体がちょっと見づらい部分があるんですけれども、意図するところは、大分市としては、下に小さく出ているんですが、他都市と比較した中で全国的に見ても松山市に次いでしっかり養成しているということで、これについては引き続き重要なところでありますので、やっていきたいということから出している部分でございます。

どうしても防災士さんのほうも資格はどんどん続いていくわけですが、年齢が上がって、活動としてできる方は当然減っていくところがありますから、引き続き養成はしていきたいと、そういうことでございます。

部会長 御説明ありがとうございます。委員、これでよろしいでしょうか。

委員 それが、今後の課題の中の地域住民の防災活動の活性化というところに入ってくるんですか。

事務局 そういうところですよ。

委員 その後の話になりますけれども、4番の取組とかでもちょっと私が読み切れなかった部分があるので、それも今後の話合いということで。

部会長 御指摘ありがとうございます。

ちょっと若者世代の方にもお聞きしてみたいかなと思うんですが、こういった防災に関する行政の取組とか情報発信ということについては、若い方々の中ではちゃんと手元に情報が届いているのかな。行政の取組って若い方々から見るとどういうふうに見えるのかなというところが、私たちには逆に分からなかったりもするんですが、その辺率直なコメントとか御意見いただけたらありがたいんですが、いかがでしょうか。

委員 情報発信とかについては、自助、共助、公助とかいう言葉を自分も何度も耳にしたりと、共助あたりについてはとかは聞くんですけども、第1節のところについては個人的には災害前の対策が重要だと思っていて、その点で言えば避難場所とか避難経路とかの災害前の対策、避難場所とかを確認したりなどの災害前の対策が大事だと思

うんですが、3の今後の課題のところについては、黒丸二つ目の不測の事態に対してとかで災害前についてを記載しているというのは読み取れるんですが、黒丸一つ目は災害時とかにしているのので、災害前というワードを使ったほうが、災害が起きる前に自分たちが何をしたらいいのかとか、災害前にどういうことをすべきとかが分かりやすくていいんじゃないかなと思いました。

部会長 ありがとうございます。委員、お願いします。

委員 1節の今後の課題のところ、充実が必要となってますが、もちろん充実も大切だと思うんですけど、それを市民に認知させて、実際に使用させるところまでやることで、災害が起きたときに使えないんじゃないかなと思ったので、使ってもらおうというところまでが大切かなと思いました。

部会長 ありがとうございます。今のお二人の御意見は、主として第1節の今後の課題のところですけども、今後の課題①のところ、市民に対する情報伝達というところをもう少し記載してもよいのではないかという。これは2番目の丸のところ、せつかくなので災害が起きる前の対応の仕方、在り方についても今後の課題として何か記載したほうが分かりやすいのではないかというような御指摘と承りました。

ほかの委員の皆様、この点についてはいかがでしょうか。賛成などや補足などいただけましたら。特に御異論はない感じでよろしいですか。

そうしましたら、そこは後ほど整理したいと思います。

第2節も含めて何かほかの方の御意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 私から3点あるんですけども、よろしくをお願いします。

1点は、質問書に書かせていただきました。先ほど被災前の話をされていましたが、被災後について実際災害が起きた後の対応がこちらのほうには書かれていない。実際に生活再建に向けた取組に対しての支援が必要なのではないかなというふうに感じましたので、お答えの中には今後の課題と後の取組に書いてあるとあるんですが、ちょっと読み取れないので、できればそれを入れていただきたいなと思っています。社会福祉協議会は、珠洲市のほうにも支援にも行ったりもしていますし、生活再建というのは実際に被災したときには重要な視点になると思います。

2点目です。2点目は、今後の課題に黒丸が二つあります。2番目の黒丸の自然災害以外のということをあえて入れているのはなぜかなと思います。内容が若干違うので、これは自然災害以外を取っても十分通じる意味ではないかというふうに感じました。

それから、3点目です。3点目は、第2節の項目です。あらゆる関係者で行う、とても大き過ぎて意味が取りにくいので、これはちょっと考えたほうが良いかなと思いました。

以上です。

部会長	御指摘ありがとうございます。発生後の生活再建を主とした発生後の対応の明記をというのは1節のほうですか、2節のほうですか。
委員	1節です。
部会長	1節ですね。 ちょっと定義的な話になるんですけども、この第2節のあらゆる関係者というのはどうなんでしょうか。事務局のスタンスとしては、これはあらゆる関係者というふうに記載した何か想定というものがございましたら教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。
事務局	河川・みなと振興課です。 今、流域治水という言葉をよくお聞きになっているかと思うんですけども、いわゆる自治体のある制度だけでは既に災害に対して対応できないという状況になっております。こういった中で、河川とか皆様が住んで生活しているところ、こちらのほうでも企業であったり、また教育施設の学校、グラウンドを活用したりそういうところで水を貯留するとか、そういうことで、行政と併せまして、周りの方も併せて一体的な取組をやっていきたいと思いますという考えの中であらゆる関係者という表現を使わせていただいているところと思います。
部会長	ありがとうございました。書いてはいないんですけども、そういう各所と協働で行うという趣旨を込めて書いているということになっているようです。いかがですか。
委員	説明を受ければ分かるんですけども、見出しだけ見たときに、果たして何を書いているんだろうか。前は治水とか治山ということで具体的だったので、それに対しての関係各所が協力をするというのであれば、具体が見えてくると思うんですが、あまりにもあらゆる関係者で行う災害対策というのは、意味合いがすごく広いと思うのですが、実際の具体はもっと狭いですよね。治山であるとか治水であるとか。どうするのが一番いいのか、ちょっと今思いつきませんが、もう少し幅を狭めてもいいんじゃないかと思いました。
部会長	ありがとうございます。今の委員の御指摘ですけども、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。イメージといいますか。ちょっと広過ぎるのではないかとこのところで、もう少し具体的なイメージが持てるぐらいに限定した書き方でも差し支えないのではないかと御意見と伺えますけれども。 そのほかはよろしいでしょうか。
副部会長	私、いろいろ関係している部分もありますので。まず、何点か私のほうからも少し確認が必要ですけども、一つは、先ほどありました第5章の第1節の部分なんです

が、委員が言われたように、今回ここに書かれていることはいわゆる公助的な対策がメインで書かれているところがあるんですが、現状の中に平成28年の熊本地震から今回の能登半島地震を踏まえた、大分市は受けていないにしても、やっぱり国内で起きたこれらの大規模災害に関しての教訓というものも少しは触れていかないといけないような気がしています。特に、この中では事前的な対策がメインなんですけれども、今回、能登半島地震でも問題になりました避難所の問題というものに関しては、現在、災害関連死と言われるようなものも非常に多くなっていて、このような中でいわゆる災害対応だけではなくて、その後の避難所、そして、復旧・復興への在り方ということに関しては、委員が言われたように現状ということで見たときに、これほど今災害が起きている中で、逆に大分市にとって同じようなことが言えるんじゃないかというところは少し、どこを入れたほうがいいのかというのは具体的に言うわけではありませんけれども、そういった中も含めていきながら、対策、対応というものについても今後の課題の中に加えてもいいんじゃないかなというところがありました。

先ほど学生さんからあったように、いろんな部分のというところは、最終的には防災意識の向上というものが災害への理解ということと防災意識の向上というものがより一層広まっていかなければ、そういった包括した言葉がこの中にも入っていないということになれば、こういった災害意識のいわゆるより一層の向上というものもどこかに入れたほうがいいのかというところは気にしているところです。

そして、第5章第2節のあらゆる関係者と、今言われたとおり、これ、実は我々関係者はよく知っているんですけど、この言葉は。流域治水の中に言われているんですが、あえて多分使った言葉が、恐らく今まで災害対策というのは公助の中で決められた人たちの対策というか、いわゆる土木施設であったりとか、そういったイメージがあったのをもう少し、もっと広い分野で、例えば森林関係者とか、あるいは流域に住んでいる人たちの力によってとか、そういったものが増えているものですから、あらゆる関係者というのは、やはり一人一人にこれらの減災対策には取組が必要なんですよということになります。ですから、このあらゆる関係者ということはどう定義するか難しいですけども、言ってしまうと、我々一人一人がやはりこの減災対策に対して何らかの形で取り組んでいく必要があるということとは言えると思います。ただ、事務局もそうですが、あらゆる関係者というのは多分流域治水の言葉から引っ張ってきて、実はあの中の言葉はもうちょっと限定していて、ハード的とか、そういう関係者というところに近いところがあるんですけども、もっとこれに関しては、この39ページの目指す姿の中には、この減災対策に取り組んでいる前の主語のところには誰がということを入れてほしいなと思ったところです。これがあらゆる関係者というか、本当は一人一人が意識も含めていきながら、何らかの形で被害を軽減するための取組としているんですけども、この中にはどちらかといったらハード的なところも入っていますが、そういった情報を読み取る力というものも含まれているので、ここにはしっかりした一人一人の力というものが必要ではないかなと思うところです。

皆さんの意見に少し補足をして追加をしていきました。

部会長

副部会長ありがとうございます。いい感じにまとめていただいたので、部会の意見としては、副部会長が今まとめてくださったとおりののかなというふうに理解しております。そういった形でよろしいでしょうか。

文言については引き続き検討はしていただきたいとは思いますが、あらゆる関係者でというふうにせつかくタイトルに書いてあるのであれば、目指す姿の中にも誰がというところで、主体的な部分があるかと思うので、それを記載していただいたほうがより一貫性があるかなというのは御指摘のとおりかなと思います。

また、発生前の心構え、防災意識の向上を含めて、発生前のこと、あと、発生後、生活再建を含めた対応というものをどうするのかというところをもう少し書いていただければなというところと、あと、市民、若い世代も含めて、そういった情報がどれほどきちんと伝わっているのか、どれほど伝えることができるようなシステムをどう充実させるのかというところについても御意見としていただいておりますので、今後の課題の中に含めることができるかどうかを検討いただきたいと思います。

そうしましたら、この節については以上とさせていただきます。

真ん中、後半に入りますので、もし皆様よろしければ5分程度休憩を取りたいと思いますけれども。

そうしましたら、時間押してはいるんですけども、5分休憩を取らせていただきたいと思います。3時15分に再開いたしますので、3時15分までに席にお戻りいただきますようお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

(休 憩)

そうしましたら、皆様おそろいですので再開したいと思います。

次の章、第6章第1節消防・救急体制の充実に関しまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

事務局

消防局総務課、後藤でございます。恐れ入りますが、着座にて御説明申し上げます。

施策ページの41ページを御覧ください。また、おいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の102ページを併せて御覧ください。

第6章安全・安心な暮らしの確保、第1節消防・救急体制の充実について御説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、近年の激甚化、頻発化する自然災害や少子高齢化の進展といった社会情勢の急速な変化を考慮し、改定を行ったところです。

それでは、初めに、2番の現状についてですが、本市を取り巻く社会情勢は、複雑・多様化する救急需要により出動件数が年々増加傾向にあります。さらに、人口減少と少子高齢化の進展により消防団員の確保が困難な状況となっています。また、激甚化、頻発化する土砂、風水害や南海トラフを震源とする巨大地震などが発生した場合、広範囲に被害が生じることが見込まれています。

本市の現状としましては、約3日に1件の割合で火災が発生している状況であり、

令和4年は救急出動件数が過去最高となっています。また、消防団員数が減少することにより、地域防災力の低下が懸念され、大規模災害時に消防力が劣勢となるおそれがあります。

次に、3番の今後の課題についてですが、まず、資料下段右側の大分市救急出動件数、救急搬送人員の総数と高齢者人口のデータを御覧ください。救急出動件数は、令和4年に初めて2万件を超え、搬送人員数に占める65歳以上の割合が増加傾向にあることが分かります。

また、資料下段真ん中の大分市消防団員数の推移のグラフを見ると、団員数が減少し、50歳以上の割合が高くなっていることが分かります。

今後の課題として、複雑・多様化する救急需要に適切に対応するため、医療機関や関係機関との緊密な連携、協力を一層推進し、さらなる救急救助体制の充実を図る必要があります。

さらに、地域防災力を保つために、効果的な広報活動を行い、あらゆる世代に対して消防団への入団を促進するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組み、地域防災力の充実・強化を図る必要があります。

また、南海トラフ地震発生の切迫性が高まる現在、自然災害などによる被害を最小限に抑えるため、消防力の充実、防災関係機関等との緊密な連携協力といったさらなる災害対応能力の向上についても課題として挙げているところでございます。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは、10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで積極的に火災予防活動を推進するとともに、消防、救急、救助体制を整備し、迅速で効果的な対応の実現や災害による被害を最小限に抑えるため、関係機関と緊密に連携協力を図り、受援、応援体制の構築を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、消防組織法に定められた国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。という責務を全うすべく、このような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、検討に入ります。この現状の認識と課題設定というところについて御意見ございましたらぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

現状認識につきましては、今、総務課長のほうからおっしゃられたとおりになりますけれども、個人的な思いで、主な取組の中で消防団ということが関係団体という位置づけになっていたというのを私は初めて知りましたので、大分市消防団ということで消防局と並列の関係かなというふうな組織図になっていたと思うんですが、位置づけとしては関係団体の中に入っているみたいなので、それを今回、この会議で初めて認識したところでございます。

現状としては、実際、消防団員が不足しているということで、今後の課題の中に消防団の入団の促進ということと活動しやすい環境づくりの取組ということで地域防災力の充実・強化を図ることが必要となっていますというふうに認識されているのは非常に安心した次第でございます。

ただ、今後、どういうふうな活動をして消防団員を増やすのかというのは、それは当然、消防団と消防局のほうで相互に意見を話し合いながら活動していかなければいけないかなと、消防団としても認識しています。

ですから、目指す姿につきましては、私としてはこれで問題ないのかなと考えております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございます。結論としては、現状認識や今後の課題、入団の促進ということについて各所と連携してぜひ進めるべきであると。

目指す姿については、結論としてはこの文言としていってよいのではないかなというふうに御意見をいただきました。ありがとうございます。

その他、ほかの委員の皆様も御意見ございましたらぜひお願いいたします。

副部会長

今、確認を委員からいただいたところなんですけれども、消防のほうから消防団という関係機関と連携するんだと。今ありましたように、消防団というものは大分市消防団という認識があるんですけれども、それは緊密に連携協力をするという認識なんでしょうか。そういうことですね。

ここの中で地域防災力の充実・強化を図るためには、消防団の機能が非常に重要だと指摘されておりますけれども、ただ、目指す姿の中には消防団という言葉は入ってなくて、関係機関と緊密にということ、委員の中ではその関係者の一部だろうという、そういう認識だったということなんです、消防団員が逆にこれを見られたときに、そういう認識に至らないのでは。

事務局

消防局と消防団との関係ということでよろしいですか。

そうですね、消防局と消防団の関係は、消防組織法では並列的な消防機関として記載されております。ただし、実際の活動時においては、消防組織法において消防団は消防局長または消防署長の所管の下に行動するということが定められておまして、そういった意味で。

もちろん我々としては並列的な立場として、今後、協力しながら地域防災力の強化ということで取り組んでいかなければと考えております。

副部会長

そうなれば、目指す姿のところには、しっかりと誤解をされないように消防団は消防団という形で入れたらどうですか。

委員

消防団としては局と一体という形で認識しておりますので、消防局が行うことは消防団でやるんだという形でしておりますので、わざわざ消防団というのを目指す姿の

中に入れる必要性はないのかなというふうには思っております。

副部会長 承知しました。私もどちらかというと消防団の育成というか、消防団の人数確保というのが一番、グラフにも出ている中で、消防団という言葉もやっぱり目指す姿の中に少しどこかにも入れたほうが一市民から見たときに分かりやすいんじゃないかなと思ったところです。確認ありがとうございました。

部会長 お二方、ありがとうございました。
副部会長としては、目指す姿の中に消防団という言葉は入れたほうがよいのではないかな。

副部会長 でも、なくてもその中に入っているから、消防、救急、救助体制の整備という中に消防団が入っているということに理解できます。

委員 課題の中に入れていただいているので、それは問題として局の方も判断していると捉えておりますので、いいのではないかなと思っております。

副部会長 関係機関ではないということで。今の中では違うということですか。認識が。

委員 そうですね。今後の取組の中で変えてほしいなというのはあるんですけども、それは今日の内容ではないのでいいと思います。

部会長 そうですね、またそこについては次回の議論の中でぜひ御意見を承りたいと思います。

ほかに委員の皆様、御意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この節については以上とさせていただきたいと思います。いろいろ消防団の位置づけ等はございますけれども、結論としてはおおむねこの記載のとおりで進めていただければと、部会としての考えでございます。

それでは、次の章に移りたいと思います。関連性がございますので、第6章第2節交通安全対策の推進から第6章第4節健全な消費生活の実現まで、続けて事務局のほうから御説明をお願いします。

事務局 生活安全・男女共同参画課の大石でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

施策ページの43ページを御覧ください。また、おおい創造ビジョン2024の第2次基本計画の106ページを併せて御覧ください。

第6章安全・安心な暮らしの確保、第2節交通安全対策の推進について説明をさせていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、最近の運転免許保有者数や交通事故発生状況を踏まえ改定を行ったところでございます。

次に、2番の現状についてですが、本市の現状としましては、交通事故の発生件数は減少傾向となっておりますが、交通事故死亡者の中で高齢者が高い割合を占めており、高齢者が加害者となる重大事故や歩行者が犠牲となる交通事故が発生しています。

現行計画との変更点に関しましては、運転免許保有者数の傾向や道路交通環境の整備に関する点について修正しております。その理由としましては、運転免許保有者数は年々減少傾向にあり、交通事故発生件数についても減少傾向ではありますが、交通事故の特徴として自動車等の運転者の前方不注視によるものや、高齢運転者による重大事故が発生している現状を踏まえ、内容の見直しを行っております。

次に、3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえまして、高齢者が交通事故死亡者のうち高い割合を占めており、高齢者が加害者となる重大事故や歩行者が犠牲となる交通事故が発生しているため、高齢者の交通事故防止を重点に関係機関・団体や地域との連携を図りながら、市民の理解と協力の下、広範な交通安全対策を推進していく必要があります。

また、不幸にも交通事故に遭われた場合、被害者、加害者に関わらず交通事故当事者への交通事故相談業務などによる支援の充実を図ることも必要でありますので、その現状を踏まえ、内容の変更を行っております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで安全で快適な交通社会が実現している状況を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、交通事故がなくなる状況であるから、人優先の交通安全の思想普及や環境整備などの交通安全対策が推進されており、安全で快適な交通社会の実現のため、このような目指す姿を設定したところでございます。

次に、施策ページの45ページを御覧ください。おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画は109ページを併せて御覧ください。

第6章安全・安心な暮らしの確保、第3節犯罪のないまちづくりの推進についてを説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、近年の犯罪形態や発生状況などを踏まえ、改定を行ったところでございます。

初めに、2番の現状についてですが、本市の現状といたしましては、刑法犯認知件数についてはここ数年減少傾向でありましたが、令和5年は一転増加に転じており、これまでの還付金詐欺や架空請求詐欺に加え、投資詐欺やロマンス詐欺などSNSを悪用した新たな特殊詐欺被害も発生しており、今後も増加傾向が続くことが懸念されます。

現行計画の変更点としては、地域におけるパトロールなどの防犯活動や、犯罪被害者が実際に受ける経済的被害や二次的被害などについて明記することいたしました。

次に、3番の今後の課題についてですが、特殊詐欺被害の防止と地域における安全対策、防犯活動につきまして文言を整理し、分かりやすい表現としております。

また、犯罪被害者等に対しては、SNS等による誹謗中傷などが社会問題化してお

り、今後も広報や啓発によって市民等の理解を深めていく必要があるとしております。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは、10年後の目標を記載しています。目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現を目指しております。この目標を設定した理由につきましては、犯罪による被害がなくなる状況であることから、市民一人一人の防犯意識が高く、行政、地域、関係機関が連携し、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現のため、このような目指す姿を設定したところでございます。

次に、施策ページ、47ページを御覧ください。おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画は68ページを併せて御覧ください。

第6章安全・安心な暮らしの確保、第4節健全な消費生活の実現についてを説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、最近の社会情勢や消費者を取り巻く現状を踏まえ、改定を行ったところでございます。

初めに2番の現状についてですが、本市のみならず国内の社会情勢は少子高齢化をはじめ急速な高度情報化社会の進展によって大きく変化しています。本市の現状としましては、情報通信技術ICTサービスなどの進展により、これまで以上に悪質化、巧妙化した手口による消費者トラブルが増え、消費生活相談内容も複雑化、多様化しています。また、高齢者の増加や成年年齢が18歳に引き下げられたことによる若年層の消費者トラブルの増加が懸念されています。

現行計画との変更点に関しましては、先ほど申し上げました社会情勢と消費者を取り巻く現状を明記するように変更しております。その理由としましては、高齢者や社会経験の少ない若年層からの消費者トラブル相談が多くなっており、その根拠を示したデータが資料下段にある相談件数の年代別構成、R4年度になります。その現状を踏まえ、内容の変更を行っております。

次に、3番の今後の課題についてですが、先ほどの現状を踏まえ、高齢者や社会経験の少ない若年層を中心に消費者トラブルが依然増えていることから、消費者教育や啓発活動などを大分市消費生活推進プランにおける具体的な施策により積極的に行う必要があります。としておりますが、委員から御意見いただいております。総合計画の中にでは個別計画の表記はしないのではということでしたので、この大分市消費生活推進プランにおける具体的な施策によりという文言を削除させていただきたいと思っております。消費者教育や啓発活動などを積極的に行う必要がありますという表現に変えさせていただきます。

最後に、1番の目指す姿を御覧ください。ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで健全な消費生活を送ることができる地域社会の実現を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、消費者トラブルがなくなる状況にあることから、市民が正しい知識に基づいた消費行動をとり、健全な消費生活を送ることができる地域社会の実現のために、このような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、検討を行いたいと思います。交通安全、あと、犯罪のないまちづくりというところで警察というものが一つキーワードになるところではあります。御指摘や御意見等ございましたらぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

実際に今、最初に第2節のほうを見させていただきまして、現状、下のこちらのグラフのほうから読み取れる現状を書いていただきまして、そのとおりでいいと思います。

ただ、今後の課題のところで、もし可能であれば、最近、電動キックボード、こういったものも大分市内でも増えております。また、新たな電動モビリティなども増えてくる可能性がありますので、今後の課題として電動キックボード等新たなモビリティを含めた安全・快適な通行の確保と、こういった言葉をここにに入れていただければありがたいかなと思います。実際、その次のページ、主な取組の中にも電動キックボード等に対する交通ルールの遵守という言葉が入っておりますので、これと併せて課題の中に入れていただければありがたいかなと思います。

あと、主な取組のことなので、今回言うべきことではないかもしれませんが、丸ポツの4番目、高齢者が加害者となるという中で、高齢者の運転免許の自主的な返納を促しますという言葉があるんですが、これを書いてしまうと高齢者が免許を持っていることが悪いというふうにとられがち言葉にもなりがちではありますので、できれば高齢者の運転免許の自主的な返納等をしやすい環境づくりを推進しますなどという形で、ちょっと穏やかな形にさせていただけると、警察としても高齢者に免許を返せ、返せと言っているわけではありませので、そこをちょっと変えていただければありがたいかなと思いました。

ついでなんですけれども、その後の一番下のところ、信号機や横断歩道などの交通安全施設の設置についてというところがあるんですが、設置となってしまうと新しくこれをつくることがメインになってくるんですが、最近よくあるのが、信号機の灯火を見やすくするためにLEDに変えとか、横断歩道の反射材を変えて色をはっきり見せる、また、道路管理者の方の協力を得て車が入れないような安全防护のためのガードパイプを設置するなどの改良などもかなり増えておりますので、設置ということを整備という言葉に変えていただければありがたいかなと思います。

その次、第3節につきましては、現在、このような現状と今後の課題の対策となりますので、よくまとめていただいているかなと思っております。

以上です。

部会長

御意見ありがとうございました。本日検討するような現状と課題というところの観点でいくと、第2節のところでも新しい電動モビリティに関する交通安全の確保というものも、今後課題になってくるので、それを今後の課題の中で明記してはいかがだろうかという御意見と承りました。

その点については、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。この先10年というところ

ころで、いくらでも新しいものが出てきそうな気がするので、御指摘はごもっともかなと個人的に思っております。それを加えるというところで御異論はございませんでしょうか。

あと、防犯というところで、地域でのパトロールとか子どもの見守りといったところも指摘されているところですけども、そういったところも含めて、この施策について何か御意見いただけますでしょうか。

委員

今日のテーマのほとんどが自治のほうにも関係がございます。消防、救急体制、消防団に関係しても、また交通安全の体制につきましても、また、犯罪のないまちづくり、それから、健全な消費生活、これは全部すばらしいまとめ方ということになっております。

犯罪のないまちづくりについて、現状はこのようなことということで問題はないと思います。

課題にしましても、これに文言を付け加えるということ等は、今、気がついたところはあります。

目指す姿、このとおりに大きな柱を持っている。これからやはり三位一体という行政、地域、それと、関係機関、いろいろなものがあると思うんです。関係機関のほう、連携したところがあれば、地域のすばらしいまちづくり、ひいては大分市の発展に結びつけるんじゃないかなと思っております。

で、言わんとすることは、すばらしいんじゃないかなと。それ以外気がつきません。以上です。

部会長

非常に端的な御意見、ありがとうございます。私のお尋ねの仕方が第3節に限定した形になってしまいましたけれども、交通安全やその他のところについてもおおむね委員の認識とは一致しているのではないかとこのところの御意見と承りました。ありがとうございます。

そうしましたら、交通安全や防犯というところでは、当然ですけども、お若い方も加害者にも被害者にもなり得るというのが昨今の御時世だと思っておりますが、この辺りの施策について何か現状認識や課題についてというところで御意見があればぜひ伺いしたいと思います。

委員

大学でも窃盗の被害だったり、ワークショップの中でも鍵がかかっていない自転車の窃盗みたいな話もあったので、その中では自転車を使う大学生とかそういう人に向けて防犯意識の向上の啓発活動だったりという意見が出たので、その点を今後の課題とか、主な取組の話がメインになると思うんですけども、次回の部会でもそういう防犯意識向上に向けての啓発活動等がもっと含まれればいいかなと思いました。

部会長

ありがとうございます。実際の肌感覚として大学でもそういった窃盗のようなトラブルというのがやはりあるということですかね。

委員、いかがでしょうか、この点。

委員 個人的な意見になるんですけども、交通事故という部分で、自転車を私も使うんですが、街中だったら自転車用の道があったりするんですが、ちょっと郊外に出ると歩道を通っていいのか車道を通っていいのかどちらか分からない部分があるので、そこをもう少し普及させていくと自転車は通りやすくなるのかなと思いました。

部会長 ありがとうございます。今の御意見は交通安全対策の推進、第2節の今後の課題対策の現状のところ、市内における道路について自転車のところがもう少し満遍なく整備されていたほうが交通安全という意味では資するのではないかと。そういう整備が進んでいたほうがいいのではないかと御意見と承りました。

実際に市内の道全てにというところでは現状ないというふうに思うんですけども、そこをその課題に含めるといふところについては、委員の皆様、いかがでしょうか。日常的な安全というところ、そういったニュアンスも含めて課題として指摘をさせていただくということではよろしいでしょうか。

先ほどの大学でも刑法的な事案があるので、防犯意識に関する啓発等も必要なのではないかと御指摘がありました。

少し教えていただければと思いますけれども、実際に大学生が学内で防犯というものに関して何か大学として啓発なりということは現在されていらっしゃるのでしょうか。

委員 ほかの大学のことは分からないので自分のところだけの話になりますが、警察の方に来ていただいて全学で交通安全のお話を聞かせていただくような機会もございますし、大学としても大学生消防応援隊という、サークルではないんですけども教育的な一環でそういう学生の団体があり、学生一人一人が防犯とか防災に関する知識の向上のために、学内でもいろんな活動はしています。多分、大学によっていろいろもっと危機管理をかなり強化されている組織があって、もっとしているところもあるかもしれませんが、私どものところでは、規模も小さいですが、そういった取組をしているところです。

私の知っている範囲での話なので、すみません。そういったことで活動している部分はございます。

部会長 いきなりのお尋ねでお答えいただきましてありがとうございました。

そうすると、大学も警察とか消防といったところと連携を取りながら、そういった啓発なり活動など参加している部分もあるので、そういったところが今回の施策の中では一応課題や現状の中に織り込まれているかなというところです。

そのほか、何かこれらの施策に関して御指摘や御意見ございましたらお願いいたします。

委員 一番初めに質問書を書かせていただきました、犯罪のないまちづくりの推進のところなんですけれども、昨年度、大分市の再犯防止推進計画をつくっております。被害

者視点で書かれているんですが、加害者が再犯をしないという点での論点が現状なり課題なり、どこかに触れておいていただいたら再犯防止につながり、なお、再犯のないまちづくりにつながるのではないかと思いますので、どこかに入れていただければと思います。よろしくお願いします。

それと、自転車の運転マナーについても、これは交通安全対策なんですけど、自転車道を整備するだけではなくて、自転車マナーの向上に向けた取組もやはり課題になっているのではないかと思いますので、そこに触れておいていただければ、若者に対してということに限らないかもしれませんが、高齢者の交通事故防止ということは書いてありますが、若者について、もしくは自転車の運転者に対してという言葉の課題認識もあっていいのではないかと思います。

以上です。

部会長

御指摘ありがとうございました。犯罪のまちづくりの推進というところで、被害者対応、被害者に対する救済という観点のみならず、加害者側が再犯しないようなところの取組をしていくことが課題ということで、両面併記することでどうだろうかという御指摘。あと、自転車に関しては、もちろん運転しやすい道路を整備するという方法も大切だけれども、一人一人がということだと思ってしまうんですが、自転車に乗る者のマナーというところも啓発なり教育といったところの視点も今後の課題として挙げるべきではないかという御意見と承りました。

交通事故の相談業務のところ、先ほど、事務局の方が交通事故の当事者、被害者、加害者を問わずということをお指摘されていたかと思います。その観点から、委員の御指摘の犯罪のないまちづくりの推進のところについても、加害者、被害者、両面の側からの課題の設定というのが望ましいのではないかというのは非常にごもっともだなというふうに個人的には思うところでございます。

これらの点に、今の委員の御指摘についてほかの委員の皆さんは御指摘や補足等、あるいは実感等ございましたらいただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、これらの節については議論をここまでとさせていただければと思います。

これらの施策については、大まかな設定としては施策案のとおりでよいというところではあるんですけども、先ほど申し上げたように、新しい乗り物というか、電動モビリティを含めた交通安全というものが、今後10年を見据えたときに恐らく出てくると思いますので、そういった新しい乗り物についての交通安全の確保というところを今後の課題に入れ込んでいただきたいということと、自動車のみならず自転車に関してもマナーの問題、あと、道路の整備の問題というのがございますので、そこを取り組むべき課題として設定していただきたいというふうに考えております。

また、犯罪のないまちづくりの推進というところに関しましては、再犯防止の観点も今後の課題に、被害者への対応と両論で併記していただいたほうが、交通安全対策の観点に関してのような形で、今後の課題の設定できないだろうかというのを御検討いただきたいと思います。

副部会長

1点だけ補足ですけれども、今日の議論にありましたら、体制づくりとか、あと、連携とか協力、取組とか、あるいは最後にありますが、「市民一人一人が」と使ったりとか、あと「市民が」とか、何か意図的なそれぞれの部局的な施策の中の対応とかいろいろあると思うんですが、この辺というのはこれを書く上でもう少しこれはこういう施策があるんだという、例えば体制づくりとか、そういったものにはこういった施策があるんだとかいうところが分からないと、多分読んでいる人たちは突然「市民一人一人が」ということが出たりとか、「市民が」とか言ったりとか、何かこのニュアンスの違いというのが非常に違和感が出てくるところもありますので、ぜひこの点は1回、ある程度できたところから文言の調整というか、この辺もある程度調整をして共通の言葉にしていこうとか、ここはやっぱり施策があるから体制づくりという言葉が要るんだとか、そういったものがないと、今日もこれは誰に向けて言っているんだろとかいうところがいろいろあるので、この辺はまたもう一度どこかで検証ができれば見ていただければなと思ったところです。

部会長

副部会長、ありがとうございます。前回は文言の整理ですとか、主体が誰なのか、客体がどこなのかということも含めて、やや委員の皆様からちょっと分かりにくいなという指摘が散見されたところではございます。今回に限ったことではないと思いますけれども、今後まとめていく過程の中で整理をしていただいたほうが一貫して分かりやすいものになるかなという御指摘と思いますので、こちらについては引き続き事務局のほうで整理を御検討いただきたいと思います。

そうしましたら、これらの施策については、部会の意見としては以上にさせていただきます。

議事（3）その他につきまして、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議事（3）その他について御説明をさせていただきます。

表紙が「次第」となっている資料の3ページを御覧ください。

本日は予定どおり検討が終了いたしました。本日、委員の皆様からいただいた御意見につきましては、庁内で検討を行い、市の考え方をまとめた上で次回の第4回部会でお示ししたいと考えております。

次の4ページを御覧ください。

北野委員長と相談しました結果、7月29日月曜日の第1回代表者会議につきましては、8月下旬に延期し、書面形式での開催とさせていただくこととなりました。本部会の代表といたしまして、部会長と副部会長に御対応いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次回、10月7日月曜日に開催される第4回部会の検討対象範囲でございますが、素案の18ページ、地域コミュニティの活性化から、素案の30ページ社会保障制度の充実までとなりまして、項目4の主な取組、5の目標設定を中心に御検討いただくこととなります。

次回の部会までしばらく期間が空きますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

部会長

御説明ありがとうございました。今後の流れについて説明いただきましたけれども、ただいまの事務局の説明に関して委員の皆様、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

御質問がないようですので、これで全ての議事を終了いたします。

委員の皆様、円滑な議事進行に今回も御協力いただきまして、また、いろいろな御意見を出していただきましてありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

部会長をはじめ、委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。

次回の開催日時でございますが、先ほど申し上げましたとおり10月7日月曜日の13時30分から、今度は場所が変わりますけれども大分市保健所の6階大会議室で第4回共生・安心部会を開催させていただきます。

今、次回部会の開催案内を配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして大分市総合計画基本構想・第1次基本計画、第3回共生・安心部会を終了いたします。

委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。